

株式会社ジェイウインド「(仮称)新さらきとまない風力発電事業 環境
影響評価書」に係る確定通知について

令和3年5月28日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社ジェイウインド「(仮称)新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ジェイウインドに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ジェイウインドは、同条第2項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道稚内市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大14,850kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 1月23日
環境大臣意見受理	平成30年 4月 5日
経済産業大臣意見発出	平成30年 4月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年10月23日
住民意見の概要等受理	平成30年12月28日
北海道知事意見受理	平成31年 2月28日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 4月19日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年 1月17日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月 1日
北海道知事意見受理	令和 2年 7月21日
環境大臣意見受理	令和 2年 7月30日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年10月 9日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 3年 5月10日
-----------	-------------

環境影響評価書確定通知

令和3年 5月28日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）